

物品売扱仕様書

本仕様書は、大阪市消防局（以下「当局」という。）が売扱う次の物品について適用する。

1 売扱物品

物品名	形状・寸法	数量
消防ホース用カップリング等金属類	別紙写真参照	1 山

2 入札価格

物品買受申込書に記載する金額には、取引に係る消費税及び地方消費税分を含むものとする。

3 引取

- (1) 引取日時については、代金納入後の平日とし、当局担当と日程調整を行い、承諾を得てから引取ること。
- (2) 本物品の運搬費用等はすべて買受人の負担とする。なお運搬に際しては、道路交通法を遵守し、十分な安全措置を講じて搬送すること。
- (3) 引取に関しては、当局担当の指示に従い、敷地内では安全に十分気をつけ、当局の業務を妨げないこと。また、敷地内での事故については、全て買受人の責任において処理すること。

4 引取場所

高度専門教育訓練センター 東大阪市三島2丁目5番43号

5 引取期限

令和8年3月19日（木）午後4時30分まで

なお、期限までに引取を完了しない時は、本市契約規則第56条を適用し、延滞違約金を徴収する。

6 下見の日時及び場所

入札参加を希望する者は必ず売扱物品の下見を行い、「物品買受申込書」に当局担当者の証印を受けること。当局担当者の証印のない入札は無効とする。

下見日時：令和8年2月19日（木）午後2時から午後4時まで

下見場所：「4 引取場所」に同じ

7 注意事項

- (1) 入札参加を希望する者は必ず現場で現物を熟覧のうえ、申込金額を見積もること。
- (2) 下見時によく確認すること、落札決定後の苦情などは一切認めない。
- (3) 引取期限内に必ず引取を完了すること。なお、正当な理由なく履行しないときは、本市契約規則により、本契約の解除を行う。
- (4) 引取りに際しては、物品引取時間帯について事前に当局担当と詳細な打ち合わせを実施し、その指示に従うこと。
- (5) 買受人の責任に基づく理由により引取を中止した場合は、本市契約規則第40条を適用し、契約保証金は本市に帰属するものとする。
- (6) 本売却契約後、物品引取等に伴う作業及び搬送中に発生した人身事故等については、買受人の責任とする。
- (7) 売却物品を不法投棄又は不法焼却しないこと。
- (8) 本仕様書について疑義のあるときは、必ず入札前に当局担当に問い合わせ、指示をうけること。落札決定後の異議申し立ては一切認めない。また、契約後においては、事情の如何を問わず契約金額及びその内容の変更は一切認めない。
- (9) 本売払契約に関して、公告事項及び本仕様書の内容を熟知し、大阪市契約規則、その他関係法令を遵守すること。

8. 当局担当

売払物品に関する照会 警防部警防課（水利） 06-4393-6491
契約に関する照会 総務部総務課（調達） 06-4393-6050

別紙

ホースカップリング等金属類

アルミ合金 約 2200 kg



鋼管製 約 200 kg



チタン製 約 10 kg



鋼板製パネル約 3000 kg



※解体前イメージ

※写真はイメージです。売り払い品は使用済みのものとなります

ホースカッピング等金属類

その他金属類 約 1000 kg



※訓練用水消火器（ノズル、ホース無し）

※ポールのみ

※上記写真は売扱い物品の種類を掲載しており同物品が複数あるものもあります

暴力団等の排除に関する特記仕様書

1 暴力団等の排除について

- (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (2) 受注者は、条例第7条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。
また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第9条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。
また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第12条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (5) 受注者は第3号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

特記仕様書

（条例の遵守）

第1条 受注者及び受注者の役職員は、当該業務の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例 第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

（公益通報等の報告）

- 第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（消防局企画部企画課）へ報告しなければならない。
- 2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（消防局企画部企画課）へ報告しなければならない。
- 3 発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者（消防局企画部企画課）に報告しなければならない。

【消防局企画部企画課 連絡先：06-4393-6207】

（調査の協力）

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

（公益通報に係る情報の取扱い）

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由無く公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（発注者の解除権）

第5条 発注者は、受注者が条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

（発注者：大阪市 受注者：請負者）

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。